

満了日が近づいたら 自治体登録・許可更新 と システム登録更新

自動車リサイクル法における引取業・フロン類回収業・解体業・破砕業の自治体登録・許可は5年毎に更新が必要です。

事業を継続する場合は自治体へ登録・許可更新した後、自動車リサイクルシステムでの登録更新も必要となります。ステップ1～3のとおり、システムの更新を行ってください。

ステップ1

自治体への登録・許可更新

満了日が近づいたら、まずは所管自治体の窓口へ更新申請してください。

自治体への更新申請をせず満了日を過ぎてしまうと、登録・許可が失効してしまいます！

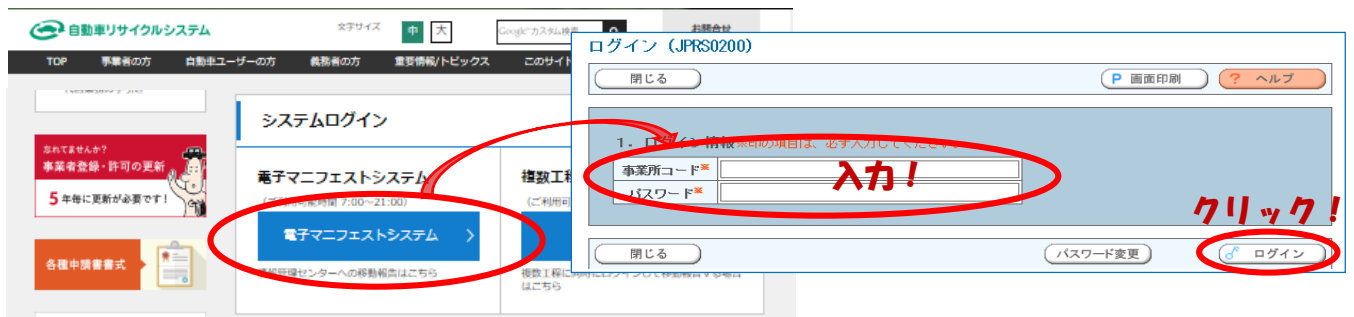
ステップ2

システム上での登録更新

自治体へ更新の申請をしたら、自動車リサイクルシステムの更新をしてください。

自治体での更新手続きが全て完了するまで待つ必要はありません。

- ① 自動車リサイクルシステムHPの「事業者向け」から「〇〇業者」(更新対象)画面に入り、「電子マニフェストシステム」に「事業所コード」と「パスワード」を入力してログイン。



- ② メニュー画面の右上にある「更新申請済」ボタンをクリック。

事業所コード	123456789002	事業者/事業所名 (詳細) (株)〇〇引取業者
登録満了日	2099/12/31	引取業の登録期限が近づいています。自治体発行の登録通知書を確認の上、お早めに管轄自治体へ登録更新の申請をしてください。管轄自治体への申請を行いましたら、右の「更新申請済ボタン」を押下してください。 なお、有効期限満了日以降に「更新申請済ボタン」を押下した場合の引取報告は、自治体から可能です。

1. 電子マニフェストによる移動報告

1.1 引渡報告 フロン類回収業者への使用済自動車の引渡

1.2 確定済車台

クリック!

更新申請済

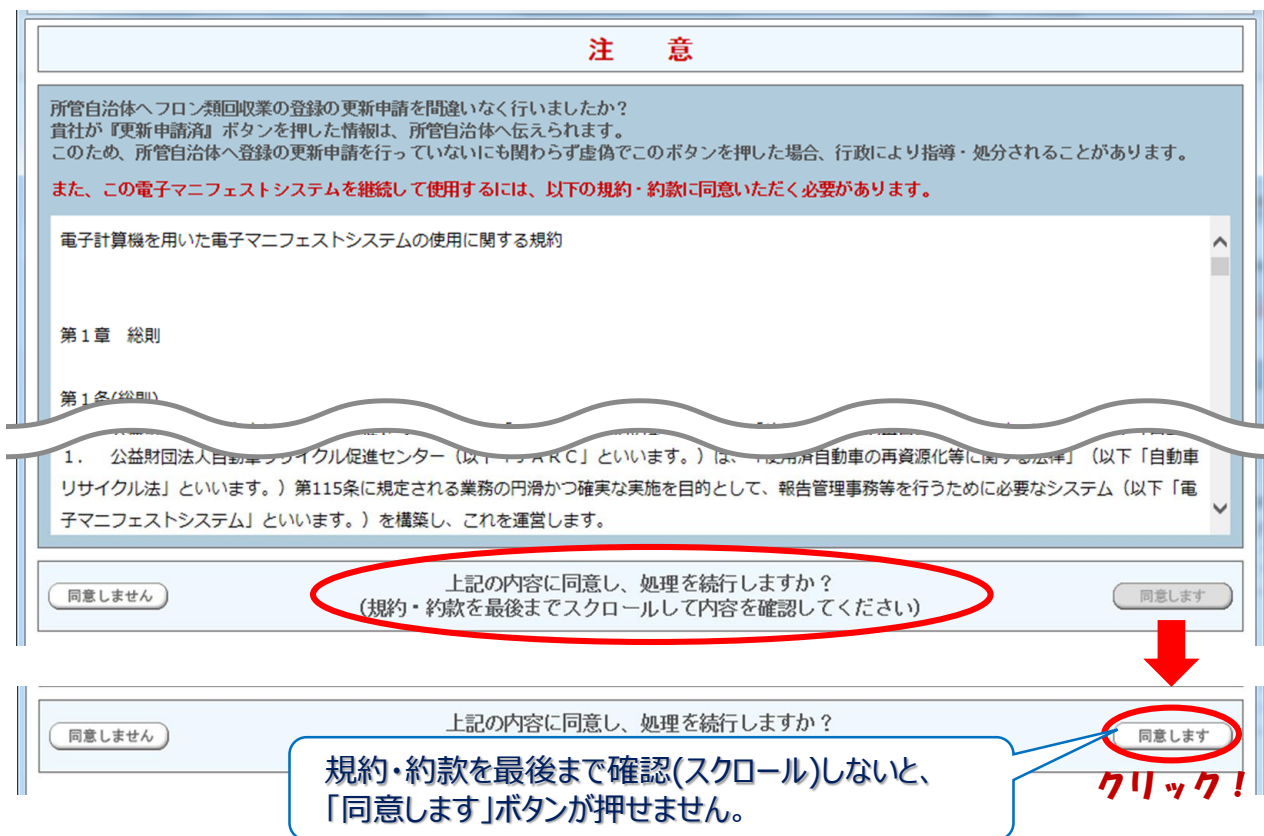
「更新申請済」ボタンを押下したことは、自治体へも連絡されます。自治体の更新申請をせずにシステム更新をすると、「虚偽更新」となりますので、ご注意ください。

ステップ3

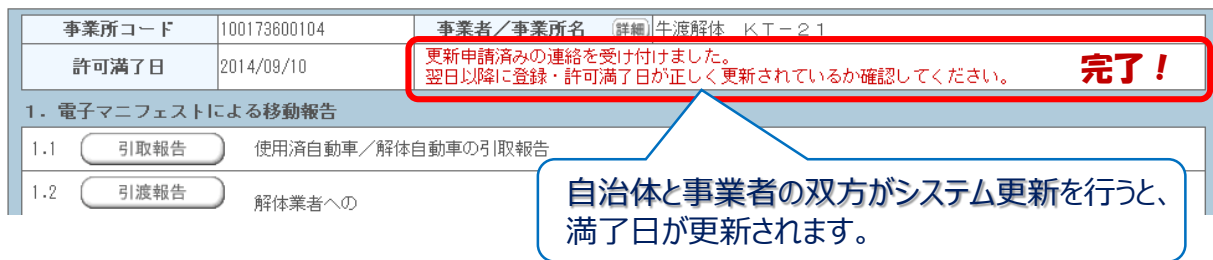
規約・約款の確認

規約・約款の内容を確認し、システム更新を完了する。

- ① 「更新申請済」ボタンを押すと、規約・約款を確認する画面が開くので、規約・約款の内容を**最後まで確認**し、「**同意します**」ボタンをクリック。



- ② 「更新申請済みの連絡を受け付けました」のメッセージに変わり、更新申請完了。



注意

1) 複数工程の更新

自治体へ複数工程(引取・フロン・解体・破碎)更新申請した場合、システム登録も工程ごとに更新する必要があります。

2) 複数事業所の更新

同じ自治体管内に複数の事業所がある場合、一つの事業所で更新申請が完了すれば、管内全ての事業所のシステム更新申請が完了します。所管自治体が異なる場合、所管自治体ごとにシステム更新申請が必要です。